

日野町告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第3項の規定により、都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

日野町長 堀江和博



1. 都市計画の種類

近江八幡八日市都市計画地区計画の決定（日野町決定）

2. 都市計画を定める土地の区域

名称	位置および区域	面積
内池地区 地区計画	大字内池字大平の一部	約 1.0 ha

3. 縦覧場所

蒲生郡日野町河原一丁目1番地

日野町役場 建設計画課